

基安発第0222004号

平成20年2月22日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

日本工業規格「B8267 圧力容器の設計」外5件の制定、「B9704-2 機械類の安全性－電氣的検知保護設備－第2部：能動的光電保護装置を使う設備に対する要求事項」の改正及び「B8248 円筒形多層圧力容器」外5件の確認について(公示)について

標記の工業標準については、別添1及び別添2のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定、改正及び確認がなされ、平成20年3月25日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので業務の参考とされたい。

なお、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成20年3月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成20年3月25日

厚生労働大臣 舩添 要一
経済産業大臣 甘利 明

記

1. 制定された日本工業規格

圧力容器の設計	B 8 2 6 7
クレーン－荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第1部：一般	B 8 8 3 3－1
クレーン－荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第2部：移動式クレーン	B 8 8 3 3－2
クレーン－荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第3部：タワークレーン	B 8 8 3 3－3
クレーン－荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第4部：ジブクレーン	B 8 8 3 3－4
クレーン－荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第5部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B 8 8 3 3－5

2. 改正された日本工業規格

機械類の安全性－電氣的検知保護設備－第2部：能動的 光電保護装置を使う設備に対する要求事項	B 9 7 0 4－2
--	-------------

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成20年3月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成20年3月25日

厚生労働大臣 舩添 要一
経済産業大臣 甘利 明

記

確認された日本工業規格

円筒形多層圧力容器	B 8 2 4 8
天井クレーン	B 8 8 0 1
クレーン用シーブ	B 8 8 0 7
機械類の安全性－危険区域に上肢が到達することを防止するための安全距離	B 9 7 0 7
機械類の安全性－危険区域に下肢が到達することを防止するための安全距離	B 9 7 0 8
機械類の安全性－人体部位が押しつぶされることを回避するための最小隙間	B 9 7 1 1